

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年12月1日
発信課	子育て助成課
担当者	池本
連絡先	電 話 0166-25-9107
	FAX 0166-26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	募集
日 程	12 月 15 日 ~ 1 月 31 日
発表項目 (行事名)	旭川市奨学金・入学仕度金の貸付希望者募集
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>平成29年度入学・在学学生を対象に、旭川市奨学金及び入学仕度金貸付希望者を募集いたします。報道くださるようお願いいたします。</p> <p>旭川市では、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金及び入学仕度金をお貸ししています。 奨学金制度は、進学又は在学されている学生・生徒本人に貸し付けし、卒業の1年後から、10年以内に返還をしていただくものです。 また、入学仕度金制度は、進学を希望される学生・生徒の保護者に貸し付けし、入学した年度の7月から起算して5年以内に返還していただくものになります。</p> <p>○対象の学校 高校、高専、准看護師を養成する高等専修学校、 (通信制を除く) 専門学校(修業年限2年以上)、短大、大学</p> <p>○募集要項 別紙のとおり</p> <p>○受付期間 平成28年12月15日(木)から平成29年1月31日(火)まで 午前8時45分～午後5時15分まで ※ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日から1月4日)を除く。 (申請用紙は平成28年12月1日(木)から子育て助成課でお渡しします。)</p> <p>《配布・受付・お問い合わせ》 旭川市子育て支援部 子育て助成課 奨学金担当 旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階 電話 0166-25-9107(直通)</p>
添付資料	<p style="text-align: center;">有 奨学金・入学仕度金 募集要項 各1部</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

平成29年度 旭川市奨学金 申込みのご案内

～高校・大学・専門学校等へ通う方に、
修学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・
平成28年12月15日（木）
～平成29年1月31日（火）
土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25-9107（直通）

平成29年度 旭川市奨学生募集要項

1 応募資格等

次の条件を満たす方

- ・ 保護者の住所が旭川市である（奨学生は旭川市以外の市町村在住でも可）
- ・ 修学に必要な資金の調達が困難
- ・ 他の貸付制度を利用しない（併用はできません）

2 貸付額（無利子でお貸しします）

区分	国公立	私立
高校，高専（1～3年）， 高等専修学校（准看） 等	月額7,000円 (年額84,000円)	月額11,000円 (年額132,000円)
専門学校（修業年限2年以上）， 高専（4～5年生）， 大学，短大	月額24,000円 (年額288,000円)	月額33,000円 (年額396,000円)

※1年制の専門学校，大学院，通信制学校等は対象になりません。

3 奨学金の交付について

4か月分を年3回（5月，8月，12月）に分けて，奨学生の口座へ入金いたします。

4 返還について

卒業の翌年から，返還が開始します。

最長10年以内で返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【お支払い例：10年間月賦払い（120回払）の場合】

区分	貸付額	お支払い額
高校（私立） 3年間貸付を受けた場合	396,000円	月額3,300円
大学（私立） 4年間貸付を受けた場合	1,584,000円	月額13,200円

5 お申し込み

(1) 受付期間

平成28年12月15日(木) から 平成29年1月31日(火)
受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日から1月4日)を除きます。

(2) 提出先

子育て助成課(旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階)の窓口までお持ちください。郵送による受付はできません。

(3) 申請に必要なもの(提出していただくもの)

①奨学金貸付申請書

- ・申請書は貸付を受ける本人(奨学生)が署名・押印してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が2名必要です(1名は保護者)。

《保護者以外の連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》
旭川市に住所のある方

※保証期間が長期に渡りますので、旭川市外へ転出予定のある方は
避けてください。

独立の生計を営む方

返還の責任を負うことができる方

◎連帯保証人は貸付を受けた本人と同様の責任を負うことになります。

②収入状況を証明するもの(平成27年1月～12月のもの)

- ・源泉徴収票の写し
 - ・確定申告書の写し など
- (上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書も可)

③住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄等の省略のないもの
- ・生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

※申請書提出の際、申請書に押印した奨学生の印をご持参ください。
書類に不備があった場合、訂正印として使用します。

6 申請後の手続きについて

合格通知書の写し（在学中の方は在学証明書）を提出していただきます
（提出期限など、詳しくは申請書類を提出されるときに案内いたします）。

4月上旬 貸付が決定した方に、決定通知書と提出書類（借用証書など）の案内をお送りします。内容を確認していただき、指定期日までに提出してください。

5月上旬 1回目の貸付金交付を行います。

※落選した方には「補欠のお知らせ」とともに、その後の手続きについての案内や書類をお送りします。ご確認ください。

※連絡無く、期日までに提出いただけない場合は貸付辞退とみなし、貸付は行いません。
お送りする書類は必ずご覧ください。

7 次年度の貸付手続きについて

翌年の2月に貸付継続の調査を行います。

お手元に案内をお送りしますので、継続を希望される場合は手続きを行ってください。
継続貸付を希望されない方も手続きが必要です。

お送りする案内を必ずご覧ください。

8 貸付の減額、停止、廃止

奨学生が次のような事項に該当した場合は、貸付の減額や停止、廃止を行うことがあります。必ず担当へご連絡ください。

- (1) 正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
- (2) 操行が著しく不良となったとき。
- (3) 傷病その他の事由により、成業の見込みがないとき。
- (4) 他の奨学金の給付や貸付を受けたとき。
- (5) 奨学生の保護者が市外へ転出したとき。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

子育て助成課（奨学金担当）

25-9107（直通）

平成29年度入学者 旭川市入学仕度金 申込みのご案内

～保護者の方に、入学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・
平成28年12月15日（木）
～平成29年1月31日（火）
土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く。

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25-9107（直通）

平成29年度入学者 旭川市入学仕度金等貸付希望者募集要項

1 応募資格等

次の条件を満たす保護者の方

- ・ 旭川市に住所がある
- ・ お子様が高校・専門学校・大学等に入学予定
- ・ 入学に必要な資金の調達が困難
- ・ 他の貸付制度を利用しない

2 貸付額（無利子でお貸しします）

区分	国公立	私立
高校，高等専門学校 高等専修学校（准看）等	100,000円	200,000円
大学，短大 専門学校（修業年限2年以上）	300,000円	

※1年制の専門学校，大学院や通信制学校等は対象になりません。

3 入学仕度金の交付について

合格決定後，合格通知書の写しや借用証書等の必要書類を提出いただいた後，約3週間で保護者の口座へ入金いたします。

4 返還について

入学した年の7月から，最長5年以内（定時制課程は6年，高等専門学校は7年）に返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【お支払い例：5年間月賦払い（60回払）の場合】

区分	貸付額	お支払い額
高校（公立）	100,000円	月額1,600円（初回5,600円）
高校（私立）	200,000円	月額3,300円（初回5,300円）
大学・専門学校	300,000円	月額5,000円

5 お申し込み

(1) 受付期間

平成28年12月15日(木) から 平成29年1月31日(火)
受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日から1月4日)を除きます。

(2) 提出方法

子育て助成課(旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階)の窓口までお持ちください。
郵送による受付はできません。

(3) 申請に必要なもの(提出していただくもの)

①入学仕度金等貸付申請書

- ・申請書は、貸付を受ける保護者本人が署名・押印してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が1名必要です。

《連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》

旭川市に住所のある方

※保証期間が長期に渡りますので、旭川市外へ転出予定のある方は
避けてください。

独立の生計を営む方

返還の責任を負うことができる方

◎連帯保証人は貸付を受けた本人と同様の責任を負うことになります。

②収入状況を証明するもの(平成27年1月～12月のもの)

- ・源泉徴収票の写し
 - ・確定申告書の写し など
- (上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書も可)

③住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄等の省略のないもの
- ・生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

※申請書提出の際、申請書に押印した保護者の印をご持参ください。
書類に不備があった場合、訂正印として使用します。

6 申請後の手続きについて

2月中旬、選考委員会にて貸付者を決定し、決定通知書をお送りします。

合格発表後、入学される学校が決定し、合格通知書がお手元に届きましたら、合格通知書（写し）や借用証書などを提出していただきます。
提出後、約3週間で貸付金を一括で交付します。

※提出書類や期限など、くわしくは2月にお送りする決定通知書と一緒に案内いたします。

※選考委員会で落選した方には「補欠のお知らせ」と共に、その後の手続きについて案内をお送りします。

※連絡無く、期日までに提出いただけない場合は貸付辞退とみなし、貸付は行いません。
お送りする書類は必ずご覧ください。

7 貸付けの取消

貸付けを受けた方又は生徒等が、次の事項に該当した場合は、貸付けを取り消し、未返還金を直ちに返還していただくことがあります。

- (1) 偽りとその他不正な手段により、入学仕度金等の貸付けの決定を受け、又は入学仕度金等の交付を受けたとき。
- (2) 入学仕度金等を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
- (4) 操行が不良となったとき。
- (5) 入学仕度金等の返還を怠ったとき。
- (6) 応募資格に該当しなくなったとき。
- (7) 入学仕度金等貸付けの目的が失われたと認められるとき。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

子育て助成課（奨学金担当）

25-9107（直通）